

働く仲間はたたかうN関労に結集しよう!!

LALUZ

(ラ・ルース)

2016年3月15日(火)号外/高知版

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 兼廣 英治

事務所：尼崎市武庫町1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F

Tel. 090-8979-5088 Fax. 06-6436-4076

Eメール: kanet@tokushima.email.ne.jp

<http://www.n-kanrou.com/>

16春闘 本日、尼崎ビル、潮江ビルの2拠点で..

実質ゼロ回答を受け、 ストライキ決行へ

西N関労では、1月から取り組んだ16春闘職場要求アンケートにNTT西日本、各OS会社に働く257名から回答が寄せられ、賃上げ要求額や福利厚生充実など、アンケートで得られた生活・職場実態、要望等を基に要求書を作成、2月25日にフィールドテクノ社へ提出することになった。

しかし、3月2日にフィールドテクノ社から返された回答は、賃上げについては「経営環境は依然として非常に厳しい状況にあり、業績見通しや財務状況等を総合的に勘案し、慎重に検討のうえ、別途回答する」と言うものであり、社員の苦しい生活を一顧だにしないものであった。また、社宅定年制の廃止や契約社員の正社員化等については「要求に応じられない」または「会社の責任において適切に対処している」のに終始したものであった。

このような実質ゼロ回答を受け、3月3日、フィールドテクノ社との団体交渉に臨んだが、進展を見ることはできなかった。交渉の最後に今後、満足できる回答が得られない場合は、3月15日、フィールドテクノ社高知営業所(潮江ビル)にお

いて始業時から1時間のストライキに入ることを通告し、交渉を終えることになった。



【多くの仲間の支援が・・・15春闘・潮江ビルにて】

以上のような経緯や状況から、ストライキは避けられないと判断。要求実現に向け、潮江ビルにおいて時限ストライキ決行を決断するに至った。

なお、交渉では16春闘要求と共に同社から提案されている「多様な人材の更なる活躍推進に向けたサービス制度等の見直し(以下、サービス制度の見直し)」についても議論されたが、サービス制度の見直しについての交渉模様については、改めて当紙で報告したい、と思っている。

フィールドテクノ社との交渉模様

組合：昨年、貴社においても僅かばかりの賃上げが行われたが、消費税率3%の引き上げに見合うものではなく、OS会社でのアンケート（OS会社では151名の回答）にもそのことが現れている。一昨年、昨年の賃上げでは社員の生活は改善されていない。会社は社員の現状をどのように見ているのか。

会社：社員の頑張りも認めるが、会社の経営状況を踏まえ、現在検討しているところだ。会社としては他社との競合や成長戦略ビジネスを進めて行かなければならない。別途答したい。

組合：最賃制度で時給が引き上げられたことを受け、貴社も60歳超契約社員の時給を見直した。しかしながら、我々の試算では契約社員Bで年収11万円もの減額になっている。

会社：年収では同じ水準を維持しているはずだ。

組合：時給は上げたがその分、一時金を大幅に削減している。同水準にすると言う約束と違っている。年収は地域によって異なってくる。貴社で年収の試算を出してほしい。

会社：・・・

組合：アンケートの中で社宅定年制度を廃止して欲しい、との要望が多数出されている。低賃金では持ち家は難しい。そのような労働者が社宅を追い出されるし、住宅補助も打ち切られる。このような制度では働けない方もでてくる。「サービス制度の見直し」で労働者の確保を挙げているが、サービス制度の見直しよりも社宅制度を廃止すべきだ。また、福利厚生面では人間ドックの受診を多くの方が希望している。

会社：福利厚生面は限られた財源の中で出来ることはやっている。人間ドックも少しは拡大した。

以上、交渉は最後までかみ合うことは無かった。このストライキ、譲れないものは譲れない、との覚悟を持って打ちぬきたい。

西N関労の16春闘要求

1. 社員一律17万円の基準内賃金の引き上げを行うこと。
2. 夏期・年末合わせて基準内賃金プラス成果手当・扶養手当を合算した賃金6ヶ月分の特別手当を支払うこと。
3. 成果主義賃金制度を廃止すること。
4. 労働強化にならない必要な人員配置をすること。
5. 日帰り旅費を「旅費の見直し」以前に戻すこと。
6. パワハラ、セクハラの職場実態調査を行い、健全な明るい職場を目指すこと。
7. 福利厚生を充実させること。
8. 社宅定年制を廃止すること。
9. CP社員、自社採用社員の配転については本人の同意を得ること。
10. 契約社員（60歳超契約社員を含む）及び派遣社員の労働条件について以下を要求する。
 - (1) 貴社で雇用する派遣社員、契約社員、特に長期に雇用している契約社員を正社員にすること。
 - (2) フルタイム・隔日勤務者の賃金を月給制にすること。
 - (3) 非正規社員（60歳超契約社員を含む）の時給を1,500円以上に引き上げること。
 - (4) 非正規社員の労働条件（各種休暇、通勤手当、食堂の利用、安全管理、人間ドック、カフェテリアプラン、食事補助制度、健康診断等）を社員と同等にすること。